

地方分権の推進について

今、地方では、少子・高齢化の進展に加え、人口の減少に伴う中小都市の衰退や、過疎化等による中山間地域のコミュニティの崩壊が確実に進行している。

また、若者や中高年の高い失業率に加えて、自殺者数の増加やニート問題など、地域社会の安全と安心が大きく揺らいでいる。

こうした状況を変えるためには、「地域社会のあり方を地域の住民が決める」という住民自治を基本に、行政と住民が協働して課題解決に取り組むシステムを確立する必要がある。

そのためには、現在の中央集権型の行政システムを、住民が自ら政策決定に参加する地方分権型の行政システムに変えることにより、地域の住民が、地域に最も適切な行政サービスを選択できるようにする必要がある。

また、このことが、地域資源の再発見につながり、地域の魅力を最大限に活用した、地域経済の活性化を進めることとなる。

こうした地方分権型の行政システムを実現するためには、「この国のあり方」を根本から見直すという視点に立ち、第二期分権改革を強力に進める必要がある。

我々はこうした認識の下に、以下のとおり決議し、国民及び政府にアピールする。

1 地方分権推進法及び地方分権一括法の制定

この改革を進めるためには、国民の理解と協力が不可欠であり、地方分権推進の基本理念や工程を明らかにするとともに、国と地方の役割分担のあり方などを再整理し、「今後の我が国のあり方」を明確にした法律を制定すること。

2 「地方行財政会議」の設置

政府が地方に関わる重要な政策を立案する場合に、地方の意見を政策に反映させるため、地方分権推進法に、地方と政府の代表者が協議を行う「地方行財政会議」を位置付けること。

3 地方の自立を可能とする権限と財源の移譲

(1) 分権改革を進めるための税財政面の取り組みとしては、地方が担う事務と責任に見合う国から地方への税源移譲が重要となる。

これに対応する財源については、既に地方6団体が提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施することにより確保すること。

なお、当面は、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止（一般財源化）

すること。

- (2) 地方税の充実・強化を図り、不交付団体人口の大幅な増加を実現するため、偏在性の少ない居住地課税である、地方消費税と個人住民税の充実・強化を図り、国税と地方税の税源配分を 5 : 5 とすること。
- (3) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税総額を確保すること。
また、地方交付税は、地方固有の財源であることを明確にするため、名称を「地方交付税」から「地方共有税」に変更するとともに、財源不足を解消するための法定率の引上げ、「地方共有税及び譲与税特別会計」への直接繰り入れ、特例加算の廃止及び特別会計による借入れの廃止を実施すること。

4 国と地方の行財政改革の推進

地方分権改革は、国民が求める簡素で効率的な行財政システムの構築に不可欠である。

地方はこれまで国に先行して、定員の削減や給与のカットに取り組んできたが、これらの努力を踏まえ、今後の国と地方を通じた行財政改革の推進に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 国と地方が一体となった行財政改革を進めるためには、 国と地方の役割分担の明確化 国による関与、義務づけの廃止 国と地方の二重行政の排除 国の地方支分部局の廃止 地方がこれまで求めている国庫補助負担金の廃止など、国と地方の関係の総点検を第一に行うこと。
- (2) 自治体の破綻は住民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、自治体の再建制度の見直しにあたっては、いわゆる破綻型ではなく、再建型の仕組みとすること。

平成 1 8 年 8 月 2 2 日

北海道知事	高	橋	はるみ
青森県知事	三	村	申 吾
岩手県知事	増	田	寛 也
秋田県知事	寺	田	典 城